

領収書等添付表(旅費を伴う分)

(平成29年度報告分)

番号		②-1							
領収書の内容		地方財政措置に伴い市町村役場緊急保全事業に対する起債について(8月8日)							
用務地(場所及び住所)		総務省 東京都千代田区霞が関2-1-2							
宿泊		宿泊地(住所)			宿泊施設名		宿泊料金(円)		
		—			—		—		
発駅	着駅	料程	利用種別	運賃	急行料金		特別車両料金		座席指定
					料	円	料	円	
大和八木	京都	55.1	近鉄	880					
京都	東京	513.6	JR	8,210	513.6	5,900			
東京	霞ヶ関	2.1	地下鉄	170					
霞ヶ関	東京	2.1	地下鉄	170					
東京	京都	513.6	JR	8,210	513.6	4,870			
京都	大和八木	55.1	近鉄	880					
合計				18,520		10,770			

【領収書等貼付欄】

※宿泊を伴う場合は必ず宿泊料金の領収書を添付してください。

※領収書原本の添付が困難な場合はコピー添付の上、その所在を明らかにしてください。

領 収 証

AFNo. 035613

佐藤 太郎 様

平成29年 8月 1 日

金 7,271.90 ※

但し 8/8発 JR代金として

上記金額正に領収いたしました

収 入
印 紙

近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社

取扱店名
近鉄八木駅

〒684-0804 奈良県橿原市
近鉄大和

TEL 0744-22-6511

確認者印

発行者印

御注意 1. 複写記入式でないもの並びに金額の訂正したものは、また社用印、確認者印、発行者印なきものは無効とします。

2. 金額の頭部に¥の表示をいたしております。

政務活動費で計上する金額

29,290 円

総務省自治財政局における「公共施設等の適正管理の推進」についての報告書

日時:平成29年8月8日

場所:総務省内会議室

出席者:成谷議員・大北議員・原山議員・奥田議員・榎本議員・佐藤

総務省側:長谷川地方債課長・尾崎理事官・赤間財務調査係長・西林調整係長・小貫総務事務官
〔総務省自治財政局地方債課〕

地方財政措置(公共施設等適正管理推進事業債)について私の質問とその回答

地方財政措置について

Q今回の榎原市の本庁舎建替事業は、耐震基準を満たしている一部庁舎を残した計画だが、

この場合でも、地方財政措置を利用できるか?

A利用できる。今回の「市長村役場機能緊急保全事業」の考え方は、人口減少化時代に向けての「老朽化した行政建物の集約化」。そのような計画をしていただきたい。

Qその計画はどのようにして申請するのか。

A公共施設等総合管理計画で行う。これは、起債を使うときに、中長期的なプランを作成し計画を提出することになっている。

Q事業年度は平成32年度で終了するが、事業年度が過ぎた場合はどうなるのか。

Aまず、平成32年度で竣工するのが大前提である。事業年度を過ぎた計画を出されたものについては承認できない。ただ、事業計画時において平成32年度竣工になっていたが、天災及びその他予想の出来ない事由で延長した場合においては、要相談する必要がある。

Q事業対象について

A耐震未の庁舎から移動してくる入居職員数×35.3㎡

建替え工事期間に仮の建物に移動していても認められるが、立体駐車場等は対象外。

緊急防災・減災事業について

Q榎原市側は地方債措置と緊防災事業の措置を掛け合わせるといっているが、榎原市にとって望ましいと思われる起債の使い方を教えて頂きたい。

A榎原市がやっているような掛け合わせでつかえるようなものは無い。無線や防災センター程度。そもそも緊防災は、東日本大震災後にできた震災対策用のものなので、理解できない。

総括

今回総務省にて市町村役場機能保全事業についての説明を受けました。感想としてはやはり自分の足で耳で確認することが必要であると感じました。榎原市は当初緊防災を利用するといっていました。5月ごろから市町村役場機能緊急保全事業と掛け合わせるとして、いましたがその場合、緊防災は使う起債がほぼ無いということが発覚致しました。保全事業で使う起債の大前提は「集約化」です。きちんと議会で伝えていきます。

地方債課長

長谷川 淳二



総務省

〒100-8926

総務省自治財政局
東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
電話 〇三(五)五三(五)五六二六
FAX 〇三(五)五三(五)五六二六
E-mail: hasegawa@soumu.go.jp

総務省自治財政局 財務調査課

財務調査係長 赤間 博貴



総務省

〒100-8926
東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
代表電話 〇三(五)五三(五)五六二六
直通電話 〇三(五)五三(五)五六二六
FAX 〇三(五)五三(五)五六二六
E-mail: h.akama@soumu.go.jp

総務省自治財政局地方債課

理事官 尾崎 祐子



総務省

〒100-8926
東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
代表電話 〇三(五)五三(五)五六二六
直通電話 〇三(五)五三(五)五六二六
FAX 〇三(五)五三(五)五六二六
E-mail: y.osaki@soumu.go.jp

総務省自治財政局地方債課

総務事務官 小貫 正人



総務省

〒100-8926
東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
電話 〇三(五)五三(五)五六二六
FAX 〇三(五)五三(五)五六二六
E-mail: m.onuki@soumu.go.jp

総務省自治財政局地方債課

調整係長 西林 幸泰



総務省

〒100-8926
東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
代表電話 〇三(五)五三(五)五六二六
直通電話 〇三(五)五三(五)五六二六
FAX 〇三(五)五三(五)五六二六
E-mail: k.nishibayashi@soumu.go.jp